

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年6月20日（平成29年（行情）諮問第258号）

答申日：平成30年1月19日（平成29年度（行情）答申第428号）

事件名：大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書（特定会社分）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の一部（計246頁）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月1日付け大局調査一第69号により大阪国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、別紙の1に掲げる部分の開示等を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

##### （1）別紙の1の①について

黒塗り部分には、個人名と住所・法人における地位以外の情報が含まれている可能性があること。

##### （2）別紙の1の②について

不開示理由①による不開示部分は膨大だが一枚目の表示から大阪国税局の課税処分に対して特定会社が国税不服審判所に不服申立てをしたことに対する大阪国税局の反論部分を二分割したものの前半分と推測される。

当該不服申立てに係る裁決書の相当部分は既に情報公開で入手開示されている。また、処分取消しの大要は特定会社からも公開され、既に公知のものとなっているものもある。

裁決書の結論からすれば、大阪国税局の反論が国税不服審判所に採用されなかったものも多いと考えられるが、そのことが特定法人におそれ

を生じるとは真逆で笑止千万な主張である。単に諮問庁の奇想天外の主張を知られる可能性を避けたいという不開示理由該当性外の違法な主張ではないか。

(3) 別紙の1の③について

処分庁の不開示理由と不開示部分の内容的な対応・対象は簡略に過ぎ、不明確で具体性・個別性に乏しく審査請求人の反論権が制約されるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定法人のもの」の開示を求めるものである。

処分庁は、平成29年2月1日付け大局調査一第69号により、本件対象文書には、①個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当すること、②特定法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条2号イに該当すること及び③開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きに該当することを不開示の理由として一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のうち、別紙の1に掲げる部分について開示を求めていることから、以下、原処分において不開示とした部分（以下、第3において「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち処分庁が法5条1号に該当するとした部分（以下、第3において「本件不開示部分1」という。）には、特定個人の氏名及び役職名の記載並びに

特定個人の印影が表示されており、これらの情報は特定の個人が識別できる情報に該当することから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

原処分で法5条2号イの不開示情報に該当するとして不開示とした部分（以下、第3において「本件不開示部分2」という。）の不開示該当性について検討する。

(ア) 本件不開示部分2には、特定法人の個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報であり、これらを公にした場合には、特定法人の秘匿すべき財務情報等が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 本件不開示部分2には、法人及び法人代表者の印影が表示されており、これらの印影は、作成された書類の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これを公にした場合には、当該印影が偽造・悪用されるおそれがあり、その結果、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、上記(ア)及び(イ)の不開示部分については、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

我が国においては、申告納税制度が採用されているところ、国税庁は納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することをその使命としている。そのため、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対しては、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正することとしている。

また、税務職員は、国家公務員法100条の守秘義務とともに、国税通則法126条により、国家公務員法より重い守秘義務が課され

ている。これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要である。

本件不開示部分のうち、本件不開示部分 1 及び本件不開示部分 2 は、上記ア及びイのとおり、特定個人及び特定法人に係る不開示情報である。

そして、これらの情報を公にした場合、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安んじて税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすと認められることから、法 5 条 6 号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

#### エ 法 5 条 6 号イ該当性の追加

法 5 条 6 号イは、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち処分庁が法 5 条 6 号イに該当するとした部分には、特定法人から提出された申告書や法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等であり、その内容は、当該法人の個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されることのない情報である。

当該不開示部分を開示することにより、当該法人の正当な利益を害することとなり、じ後、納税者が書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがある。

そして、このような事態が生ずれば、国税当局が行う調査事務において、法人の内部関係や財務状況を把握することが困難となり、ひいては、正確な税額の計算が困難になるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法 5 条 6 号イの不開示情報に該当すると認められる。

#### (3) 結論

以上のことから、本件不開示部分については、法 5 条 1 号、2 号イ並びに 6 号柱書き及びイの不開示情報に該当すると認められるため、本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当である。

### 2 補充理由説明書

#### (1) 理由説明書の訂正について

理由説明書の 2 (4) 法 5 条 6 号イ該当性の追加 (上記 1 (2) エ) の本文に「本件不開示部分のうち処分庁が法 5 条 6 号イに該当するとし

た部分には」とあるが、正しくは「本件不開示部分のうち処分庁が法5条2号イに該当するとした部分には」であるので訂正する。

(2) 不開示情報該当性の補充について

ア 法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

イ 原処分 of 行政文書開示決定通知書の別紙（「不開示とした部分とその理由」）において、「不開示理由」欄に「2」と記載した部分は、国税関係審査請求に係る一連の過程で、特定法人が国税不服審判所へ提出した、本件国税関係審査請求に関する国税当局の答弁に対する反論書（1）の証拠資料に記載された情報の一部であり、どのような視点で、どのような資料等を提出したかといった特定法人の本件国税関係審査請求への対応方針等に該当する情報が不可分一体なものとして記載されているから、全体として法5条2号イにも該当するものと認められる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                                |
|---|------------|--------------------------------|
| ① | 平成29年6月20日 | 諮問の受理                          |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                  |
| ③ | 同年7月5日     | 審議                             |
| ④ | 同月24日      | 審査請求人から意見書1を收受                 |
| ⑤ | 同年11月30日   | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月22日   | 諮問庁から補充理由説明書を收受                |
| ⑦ | 平成30年1月10日 | 審査請求人から意見書2を收受                 |
| ⑧ | 同月17日      | 審議                             |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、本件においては、計246頁の文書（本件対象文書）を対象として、その一部につき、別紙の2に掲げる不開示理由①又は②を示しつつ、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の1に掲げる部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、不開示とする理由に法5条6号イを追加した上で、

原処分を妥当としている。

そこで、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとしている部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求（以下「本件国税関係審査請求」という。）に関する文書であり、特定法人が国税不服審判所に提出した反論書（1）に添付された資料の写し及びその表紙であると認められる。

(2) 本件対象文書に記載されている情報の公表状況等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、次のとおりであると認められる。

ア 本件開示請求以前に、特定法人は、プレスリリースにおいて、大阪国税局から更正処分を受けた旨及び国税不服審判所に不服申立てを行って同審判所の裁決を受けた旨を公表している。

イ 特定法人の上記アの不服申立てに対する裁決書については、本件開示請求以前に、法に基づく開示請求がされ、その一部が開示されている。

ウ 上記イの裁決書に記載された情報の一部は、国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登載され、同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

(3) この点について、当審査会において、諮問庁から上記（2）の裁決書の写し（不開示部分がマスキングされたもの）の提示を受けて確認したところ、当該裁決書のうち、①特定法人の従業員の氏名等、②特定法人以外の法人の名称、③特定法人と取引先との間の具体的な取引内容及び契約書の内容等、④特定法人の経費処理及び確定申告状況等並びに⑤国税不服審判所長が裁決において採用した所得金額等の算定に係る各要素の内容や要件等に係る各情報の全部又は一部が開示とされていることが認められた。

(4) 本件対象文書について

ア 別紙の3に掲げる部分について

当審査会において見分したところ、別紙の3に掲げる部分に記載された情報は、本件対象文書の入手経緯に関する情報であると認められる。

国税当局による課税処分等に対する審査請求については、国税不服審判所のウェブサイトにおいてその一般的な審理の流れが公表されており、このことを踏まえれば、当該部分を公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれや、租税の賦

課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、別紙の3に掲げる部分については、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

イ 1頁目のうち上記アに掲げる部分以外の部分について

当該部分に記載された情報は、特定法人が国税不服審判所に提出した反論書（1）の文書作成日付等に関する情報であると認められる。

これらの情報は、特定法人の本件国税関係審査請求に関する個別具体的な情報であって、特定法人において事業上秘匿すべき情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（2）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを公にした場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条2号イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分について

本件不開示部分のうち上記ア及びイに掲げる部分以外の部分は、本件国税関係審査請求に関する国税当局の答弁に対して特定法人が国税不服審判所へ提出した反論書（1）の添付資料の写しの内容であると認められる。

これらの情報は、特定法人が本件国税関係審査請求に関する国税当局の答弁に対して反論するに当たり、どのような視点で、どのような資料等を収集したかといった特定法人の本件国税関係審査請求における手法やノウハウ等に該当する情報であって、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（2）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定又は容易に推測することはできない情報であり、これを公にした場合、特定法人の争訟への対応能力等が明らかとなることによって、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とす

ることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子



## 別紙

### 1 審査請求人が開示等を求める部分

- ① 原処分の不開示理由②のうち、個人名と住所・法人における地位を除く部分の開示を求める。
- ② 原処分の不開示理由①の部分の開示を求める。
- ③ 原処分の「不開示とした部分とその理由」について、資料1から29までの細分化された情報についてどのような内容の資料なのかを明らかにした上で内容に基づいた不開示理由該当性の説明を求める。

### 2 原処分の不開示理由

- ① 当該不開示部分には、法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イにより不開示とする。  
また、これらの情報が開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きにより不開示とする。
- ② 当該不開示部分には、個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号により不開示とする。  
また、これらの情報が開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きにより不開示とする。

### 3 開示すべき部分

- 1 枚目2行目の不開示部分